

南砺市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行政運営の推進、健全な財政基盤の整備及び市民と共に取り組む市政をより一層推進するため、南砺市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見及び提言を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域審議会の推薦を受けた者 8人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 各種団体の推薦を受けた者 4人以内

(4) 公募委員 4人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、委員会の委員のうちから委員長が任命する。

3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

4 第4条第2項から第4項までの規定は、部会長及び副部会長について準用する。

(関係者の出席)

第7条 会議又は部会の会議において、その所掌事項を遂行するために議長又は部会長が必要があると認めるときは、市職員その他関係者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行革・施設再編課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

(南砺市行政改革懇談会設置要綱の廃止)

- 4 南砺市行政改革懇談会設置要綱（平成17年南砺市告示第50号）は、廃止する。

設 置 要 綱 比 較 表

南砺市行政改革懇談会設置要綱（現行）	南砺市行政改革推進委員会設置要綱（改訂）	備考
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、南砺市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 2 条 懇談会は、市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。</p> <p>2 懇談会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べるができる。</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 懇談会は、委員 16 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第 4 条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行政運営の推進、健全な財政基盤の整備及び市民と共に取り組む市政をより一層推進するため、南砺市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 2 条 委員会は、市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見及び提言を述べるができる。</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>（1）地域審議会の推薦を受けた者 8 人以内</p> <p>（2）学識経験者 2 人以内</p> <p>（3）各種団体の推薦を受けた者 4 人以内</p> <p>（4）公募委員 4 人以内</p> <p>2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。</p>	

<p>(委員会)</p> <p>第5条 懇談会に、専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員会の委員は16人以内とし、懇談会の委員及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。</p> <p>4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。</p> <p>5 委員長は、委員会の事務を総括する。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>7 委員会の委員の任期は2年以内とする。</p> <p>(アドバイザー)</p> <p>第6条 専門的立場からの意見を聴くため、懇談会及び委員会にアドバイザー若干名を置くことができる。</p> <p>2 アドバイザーは、学識経験者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 アドバイザーは、会長又は委員長の要請に応じて、懇談会又は委員会に出席するものとする。</p> <p>4 アドバイザーの任期は、2年以内とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 懇談会の庶務は、総務部行革・施設再編課において処理する。</p>	<p>2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。</p> <p>3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 委員会に、専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて部会を設置することができる。</p> <p>2 部会の構成員は、委員会の委員のうちから委員長が任命する。</p> <p>3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>4 第4条第2項から第4項までの規定は、部会長及び副部会長について準用する。</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第7条 会議又は部会の会議において、その所掌事務を遂行するために議長又は部会長が必要であると認めるときは、市職員その他関係者を出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、総務部行革・施設再編課において処理する。</p>	
--	--	--

<p>(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成28年3月31日までとする。 (招集の特例) 3 最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 (南砺市行政改革懇談会設置要綱の廃止) 4 南砺市行政改革懇談会設置要綱(平成17年告示第50号)は、廃止する。</p>	
---	---	--